

規程第9号

多摩南部成年後見センター市民後見人等候補者の養成等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人多摩南部成年後見センター（以下「センター」という。）が、調布市、日野市、狛江市、多摩市及び稲城市（以下「構成5市」という。）と連携して、それらの市民を対象に、東京都後見人等候補者養成事業実施要領（平成17年12月15日付け17福保総企第655号）（以下「都実施要領」という。）に基づき、市民後見人等の候補者の募集、養成、登録、紹介等を行うにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民後見人等 成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）であって、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見人等の業務を行うもののうち、都実施要領に基づき、構成5市との連携によりセンターが実施する研修等を修了し、センターに登録されたものをいう。
- (2) メンバー この規程によりセンターの登録名簿に登載された者をいう。
- (3) シニアメンバー メンバーのうち、家庭裁判所から後見人等として審判を受け、現に後見人等の任にある者をいう。
- (4) 業務指導委員会 多摩南部成年後見センター組織規則第5条第1項第1号に規定する一般社団法人多摩南部成年後見センター業務指導委員会をいう。

(募集等)

第3条 センターは、原則として各年度において、構成5市の市民を対象として、次条に規定する講習等の受講希望者を募るものとする。

2 センターは、受講希望者から提出された書類の審査、受講希望者との面接等により、受講希望者のなかから受講者を決定する。この場合において、受講者の決定にあたっては、あらかじめ構成5市の意見を聴き、その同意を得なければならない。

(養成)

第4条 センターは、受講者を市民後見人等の候補者として養成するため、受講者に対し、次の各号のいずれかの養成課程を実施し、又は紹介する。

(1) センターが実施する基礎講習及び実務研修

(2) センターが実施する基礎講習及びセンターが適切と判断する活動
(前号に規定する実務研修を除く。)

(3) 社会福祉法人東京都社会福祉協議会が実施する基礎講習及び第1号に規定する実務研修又は第2号に規定する活動

(登録)

第5条 センターは、受講者が前条に規定する養成課程を修了したときは、当該受講者をメンバーとして登録名簿に登録する。

2 登録に係る有効期間は、当該登録を行った日から当該登録を行った日の属する年度の末日までとする。

(登録の更新)

第6条 前条第2項の規定にかかわらず、センターは、メンバーの意向を確認のうえ、登録を更新することができるものとする。ただし、シニアメンバーについては、登録を更新しなければならない。

(登録の抹消)

第7条 第5条第2項の規定にかかわらず、メンバーは、理由を付して登

録の抹消を求めることができる。ただし、シニアメンバーは、登録の抹消を求めることができない。

2 センターは、メンバーが第13条第1項に規定する責務を果たさなかったとき、又はシニアメンバーが第13条に規定する責務を果たさなかったときは、業務指導委員会において必要な審査を行ったうえで、登録を抹消することができる。

3 前2項により登録を抹消したときは、センターは、当該メンバー及び当該メンバーが市民である市（以下「出身市」という。）に遅滞なく報告するものとする。

（フォローアップ）

第8条 センターは、メンバーを対象として、その技能の維持及び向上を図るため、適宜、必要な研修又は活動を実施し、又は紹介するものとする。

（紹介又は推薦及び引継）

第9条 センターは、構成5市のいずれかの市からの紹介又は推薦の依頼により、後見、保佐又は補助の開始申立を行おうとする者（構成5市を含む。）に対し、第4条により市民後見人等の候補者となるために十分な経験を積み、かつ適性を有すると判断されるメンバーを、後見人等の候補者として紹介又は推薦することができる。

2 前項の紹介又は推薦は、構成5市を通じて行うものとする。

3 センターが法人後見を行っている被後見人等のうち、受任時の課題が解決し安定した生活となり、高度な支援の必要がなくなった被後見人等を、当該被後見人等の意向を勘案して、第1項に規定するメンバーへ引継ぐことができる。

4 前項の引継について、センターはあらかじめ出身市と協議を行い、業務指導委員会の承認を受けなければならない。

5 センターは、メンバーを任意後見人の候補者として紹介し、又は推薦することはできないものとする。

(後見監督人等)

第10条 センターは、前条の紹介又は推薦をした事案及び引継しようとする事案について、家庭裁判所等から後見監督人等への就任の要請がある場合にこれを受諾しようとするときは、あらかじめ業務指導委員会の承認を受けなければならない。

(辞任及び選任の申立)

第11条 センターは第9条第3項に該当する被後見人等の引継ぎにあたり、家庭裁判所に対して後見人等の辞任許可の申立及び後見人等の選任の申立(後見監督人等の推薦付き)を行う。

2 前項の申立に係る費用は、センターの負担とする。

(個人情報の取扱い)

第12条 メンバーは、多摩南部成年後見センター内部情報管理規則を遵守し、被後見人等の特性を勘案したうえで、被後見人等の個人情報の取扱いに細心の注意を払うものとする。

2 センターは、メンバーの個人情報については、適切な方法で管理するとともに、事業の目的の範囲内で使用し、又は外部提供することとするが、その際、メンバー本人に同意を得ることを原則とする。

(メンバーの責務)

第13条 メンバーは、市民後見人等の趣旨と責務を踏まえ、それにふさわしい倫理観をもって誠実に活動し、若しくは受講し、又は業務にあたらなければならない。

2 シニアメンバーは、その業務の状況等を4箇月に1回、センターに報告するものとする。

3 シニアメンバーは、正当な理由がある場合を除き、次条第1項によるセンターの求めに応じなければならない。

4 シニアメンバーは、センターが指定する保険に加入するものとする。

この場合において、当該保険に係る保険料は、センターの負担とする。

(センターの対応)

- 第14条 センターは、前条第2項によるもののほか、必要に応じてシニアメンバーから業務の状況等の報告を求めることができるものとする。
- 2 センターは、シニアメンバーに対して、必要な支援又は助言を行うことができるものとする。

(雑則)

- 第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年10月5日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の多摩南部成年後見センター市民後見人等候補者の登録及び紹介等に関する規程（以下「旧規程」という。）第3条及び第4条の規定により旧規程第2条第2号に規定するメンバー又は同条第3号に規定するシニアメンバーとして登録されている者は、第5条及び第6条の規定によりメンバー又はシニアメンバーとして登録されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。